

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和3年6月25日（金曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後0時4分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 椋田 昇一 副委員長 浅野 博文 委員 金田 靖典、加藤 茂樹、足立 考史 魚崎 勇、上田 孝春、寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	局 次 長 植田 光一	庶務係主幹	石田久美子
出席説明員	<p>【福祉部】</p> 福祉部長 竹間 恭子 次長兼地域福祉課長 梶 和浩 地域福祉課課長補佐 山 根 径 地域福祉課指導監査室長 山内 健 地域福祉課指導監査室室長補佐 山形 孝史 次長兼長寿社会課長 奥村上雅浩 長寿社会課課長補佐 植田 修三 障がい福祉課長 田川 新一 障がい福祉課課長補佐 霜村 俊二 生活福祉課長 栢谷 承文 生活福祉課課長補佐 有田 博 次長兼保険年金課長 藏増 祐子 保険年金課医療費適正化推進室長 光浪佐紀子 保険年金課課長補佐 田淵 康修		
	<p>【健康子ども部】</p> 健康子ども部長 橋本 浩之 次長兼子ども家庭課長 山下 宣之 子ども家庭課課長補佐 入江 竜生 子ども家庭相談センター所長 田中 隆志 子ども家庭相談センター所長補佐 梶 晶子 鳥取市保健所長 長井 大 保健所次長兼保険医療課課長 大塚 月子 保健医療課課長補佐 竹内 大		
	<p>【市立病院】</p> 病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 経営改革室長 波多野 哲 事務局総務課長 松田 真治 事務局総務課課長補佐 谷口 賢司 事務局医事課長 網谷 憲治 事務局医事課課長補佐 金山 浩子		
傍 聴 者	2人		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時58分 開会

【市立病院】

◆**棕田昇一委員長** はい。では、ただいまから福祉保健委員会を始めます。本日の日程は、市立病院の議案審査、福祉部の議案審査、陳情審査、健康こども部の議案審査の順に行いますので、よろしく願いいたします。では、まず、病院事業管理者に御挨拶をいただいた後、議案審査に入ります。平野管理者御挨拶をお願いします。はい、平野管理者。

○**平野文弘病院事業管理者** おはようございます。市立病院のほうで、追加提案ということで議案第97号鳥取市病院事業会計補正予算ということで、このたび組ませていただいております。今回の補正予算は、はではなくて、今回の補正予算もですけど、新型コロナウイルス感染症の患者の受入体制のさらなる充実を図るために医療機器の整備に係るものを補正予算として上げさせていただいております。詳細につきましては総務課長のほうから御説明したいと思いますので、何卒よろしく願いいたします。

議案第97号令和3年度鳥取市病院事業会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** はい。それでは議案審査に入ります。議案第97号令和3年度鳥取市病院事業会計補正予算について説明をお願いいたします。はい、松田課長。

○**松田真治事務局総務課長** はい。総務課長松田でございます。お手元、資料でございますけども、1枚もので、右肩に福祉保健委員会資料と書いてあるものを御用意いただければと思います。それで、今回の補正予算ですけども、事業経過・背景のところに記載しておりますけども、新型コロナウイルス感染症ということで、当院、御承知のように、重点医療機関という位置づけになっておりまして、入院受入れを要請されている施設ということで、専用病床、現在は17床でございますけども、即応病床として運用しているところでございます。それで、春先に発生しましたクラスターが、環境大学とか県庁職員とか、もろもろのクラスターが発生した際に、かなりお子さんから妊婦さんからいろんな方への感染が、公表されていない部分もありますけども、広がったという経緯がございます。こういったことで、昨年の補正予算で整備した機器では賄いきれないものというのが分かってきましたので、それを整備するというを目的としておる予算でございます。

それで、これは国・県の補助金を活用いたしまして、10分の10の補助ということで整備をしていくものでございますけども、少し院内の調整でありますとか、県との協議というようなことがありまして、それ全て整うまでに時間を要したものですから、追加提案という形で提案をさせていただいております。それで、事業の内容でございますけども、鳥取県の新型コロナウイルス感染症医療体制充実等補助金活用事業ということで、このメニューが幾つかある中で、黒ポツで、上の表になりますけど、新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業というものでございます。それで、これ、去年も同じメニューがあったんですけども、その当時はこれほどの入院患者が増えるというところがなかなか予測できなかったという部分もありまして、今回、購入させていただきたい機器が、まず、1つは全身用X線CT装置ということで、

患者さんが発生して入院が決まった際に、まず、CTを撮りまして、病棟に上がる前に画像診断を行いまして、肺炎の状況、どの程度の重症度かということをもとに診断をいたします。そういったときにCTを活用したり、あと、入院中の肺炎の状況を定期的に見ていくためのCT装置を活用しておるわけですが、これがまた一般の患者さんとの使い分けといたしますか、そういったものもございまして、これは増設が認められている補助金ですから、増設してコロナ専用というようなことで使用すれば、後の環境消毒でありますとか、そういった一般の患者さんとの交わりもなくなりますので、そういった専用に使いたいということで、一度増設を1台ということで考えておるものでございます。

それで、今ある機種というのが既に購入から9年経過しておりますので、老朽化もしておりますので、コロナが終息すればまた集約ということも考えていくべきとは思いますが、今、コロナ禍においては2台で運用をしていきたいというものでございます。金額としては6,600万ということで、設置費込みということで10分の10でございます。それから2種類目の機器が分娩監視装置ということで、現在、鳥取県東部で妊婦さんの感染が判明した場合は、今は、一旦は県立中央病院が一義的に受け入れることとなっております。それで、この春のクラスターの際に、同時に実は妊婦さんが感染したという事例がございまして、これ、県立中央病院の妊婦の受入れがいっぱいになったときは、次は市立ということで決まっております。ということで、コロナの専用病棟にもそういった胎児の心音を測ったり、健康状態をチェックするための監視装置が必要であろうということで、これ、3台と書いておりますけど、専用病棟に2台と、産婦人科の出産用の病室、そこに1台ということで、3台の増設をしたいというものでございます。

それから次のポツでございまして、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業でございまして、項目としましてはヘモスフィアモニターと書いておりますけども、昨年、ECMOを購入いたしておりまして、そのECMOを購入した際の補助金の上限が1,000万ということがあって、このモニターまで購入ができておりませんでした。ということで、実際、これECMOを活用して運用していくことになりまして、これが、この監視モニターがないと、常時スタッフが常駐して四六時中ずっと張りついていなければならないというその覚悟で導入しておったわけですが、今回、県の補助金でこのモニターだけの購入も認めるといことがございましたので、これに手を挙げさせていただいて、このECMOをつけた際に血液の流れを監視していく装置になりますけど、そういったモニターを購入させていただきたいというものでございます。金額としましては547万4,000円ということで、全て合計しまして7,806万8,000円という予算をお願いしたいというものでございます。御審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

- ◆**椋田昇一委員長** 御説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑等ございますか。
はい、足立委員。
- ◆**足立考史委員** はい。足立です。このCTの増設はいつ、もう稼働されているのですか。いつが完成予定とか分かりますか。
- ◆**椋田昇一委員長** はい、松田課長。

- 松田真治事務局総務課長 はい。総務課長松田です。9月30日までに整備ということの条件になっておりまして、それまでに納品を計画しております。
- ◆椋田昇一委員長 よろしいですか。そのほかございますか。はい、金田委員。
- ◆金田靖典委員 金田です。せっかくですので、ECMOの稼動というのは、これ、いつ、去年の暮れに入れたんでしたっけ。
- ◆椋田昇一委員長 はい、波多野室長。
- 波多野 哲経営改革室長 はい。去年の暮れになります。
- ◆椋田昇一委員長 はい、金田委員。
- ◆金田靖典委員 すみません。それ以降、回数で結構ですので、稼動は何回ぐらいあったのか教えてください。
- ◆椋田昇一委員長 はい、波多野室長。
- 波多野 哲経営改革室長 稼動のほうは今のところないです。はい。
- ◆金田靖典委員 分かりました。よかったです。ありがとうございました。
- ◆椋田昇一委員長 そのほかございますか。はい、魚崎委員。
- ◆魚崎 勇委員 CT装置ですけども、先ほど耐用年数言われたんですけど、大体どれくらいが標準的な耐用年数になっておるんでしょうか。
- ◆椋田昇一委員長 はい、波多野室長。
- 波多野 哲経営改革室長 はい。ひとまず減価償却的なところでいきますと、5年というところがありますけども、通常大体10年ぐらいを目安に使っております。ただ、使い方とか使用頻度によって若干前後はしますけども、補修を行いながら長く使っていくようなことは考えております。
- ◆椋田昇一委員長 はい、魚崎委員。
- ◆魚崎 勇委員 5年～10年ということなんですけども、この間に何人ぐらいが見れるんですか。必要頻度にもよるんですけども、1日1回とか2回とかして、掛ける年間200とか、いろんな計算ができるんでしょうけども。というのは、使わないのにコストがかかるということになるとちょっと考えないといけんなということがあるので、できるだけ使いたいんですけども、ちょっとそのことがあったのでちょっとお聞きしたいんですが。
- ◆椋田昇一委員長 はい、波多野室長。
- 波多野 哲経営改革室長 はい。使用頻度的には、CTは基本的には四六時中、今、使っているような状態です。ですので、1日患者的には50～60の患者、撮影には使用しております。
- ◆椋田昇一委員長 よろしいですか。
- ◆魚崎 勇委員 はい。
- ◆椋田昇一委員長 そのほかございますか。はい、じゃ、よろしいですかね。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- ◆椋田昇一委員長 では、以上で質疑を終了します。討論ございますか。はい、金田委員。
- ◆金田靖典委員 はい。御苦労さまです。大変な中で、コロナが収まるのがもう少し先のあれですけども、こういう形ででも、国のほうに100%見てもらって装備をきちっとしてもらえると

いうのは幸いなことといえば幸いなことなわけで、しっかりとした重装備受けながらスキル上げて対応していただければなど、慣れるまでがなかなか大変だと思いますけども、よろしくお願いたします。賛成ということです。

◆**棕田昇一委員長** 賛成で。そのほかありませんか。よろしいですか。はい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**棕田昇一委員長** では、以上で討論終了します。

これより議案第97号令和3年度鳥取市病院事業会計補正予算を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆**棕田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。では、病院は以上で終わりいたします。お疲れさまでした。

【福祉部】

◆**棕田昇一委員長** はい、それでは引き続き福祉部に入ります。まず、福祉部長に御挨拶をいただいた後、議案審査に入ります。竹間部長、御挨拶をお願いします。はい、竹間部長。

○**竹間恭子福祉部長** はい。おはようございます。福祉部の竹間です。本日は議案第79号の一般会計補正予算福祉部の所管に属する部分、それから議案第81号鳥取市介護保険費特別会計補正予算、議案第85号と86号条例の一部改正2件、それから議案第95号専決処分事項の報告及び承認についてということで、前回の6月17日の委員会で詳細については説明をさせていただきましたので、本日は御審議のほどよろしくお願いたします。

◆**棕田昇一委員長** はい、それでは議案審査に入ります。先ほど部長の御挨拶にもありましたように、説明については前回の委員会で既にいただいております。

議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** では、まず初めに議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算の質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますでしょうか。はい、寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** はい。前回ちょっと説明していただいたかもわかりませんが、事業別概要24ページの下段のほうです。地域医療介護総合確保事業ということで、補助金がこの施設整備助成ということで認知症の高齢者のグループホームや開設経費助成ということで、小規模多機能型でこの3,360万円という3施設あるいは1施設、それとまた、その開設経費の助成83万9,000円というのがありますね、グループホームとかいろいろ事業所に。この計画っていいですか、根拠っていいですかね、これ使用の、この額の割り振り、例えば国の予算とか、県ですか、県のほうの予算がこれだけしかないから割り振られたのか、その活用っていいですか、同じような額に、定額になつとる理由っていいですか、それをちょっと詳しく説明していただいたらと思います。

◆**棕田昇一委員長** はい、奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。長寿社会課奥村上です。こちらは定額でございます。

基準額となっておりますので、その基準額の上限を計上させていただいているものでございます。実際には提案の内容であるとか規模によって金額はこの上限に達しない場合もありますが、そのときはその状況に応じた交付決定をして、最終的には実績で精算をしていくというようなものになります。以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** はい、寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** はい。あくまでも上限であるとはいろいろ設備投資されているいろいろ助成で、その内容によってということですか。特にその設備の額の上限の根拠というのは分かりませんか、なぜそこまで、もう少し上なのか、もうとっても足りないというのがあったりするかも分かりませんし、設備によっては、何か3,360万円、どの程度の設備投資かなと思いますけど、設備整備費。過去の例とか、病棟とかいろいろあるでしょう、施設の使用やその考え方についての、分かりませんか。何か額がもう限定されとるので、これですと、極端に言えば、何か全県的にあって、鳥取市が例えばその辺の数であって、県の予算に対しての割り振りで人口規模とか、箇所数とか、そういう格好をされたのか、上限は県がされるんでしょうけど、その要綱とかあるでしょう、補助金のほうの、その辺の説明ができたらと思います。

◆**椋田昇一委員長** はい、奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。内容についての細かいものは、それぞれに補助対象経費であるとかそういったものは決まっておりますけれども、基本的には施設整備助成、こちらは施設を建設、建築するためのものがほぼ状況としては多うございます。3,360万円収まるものもあれば1億、2億かかるような施設を整備される、1億、2億まではないかも分かりません。そういったこともございますが、この整備をするための基準額、上限額として定められているものでございまして、特に細かい内容につきましては定め、手元にはございませんので必要がございましたら要綱等、また後ほどでも配付させていただければと思います。以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** いいですか。はい。では、寺坂委員がそれで結構ですということで、必要な資料あればまた後日でも配付してやってください。そのほか委員の方、質疑、はい、上田委員。

◆**上田孝春委員** さっき寺坂委員のほうから話があったように、その認知症の関係と小規模の関係、これは、地域はある程度鳥取市どの校区とか、どうとかいうふうなある程度の定めがあるんですか。

◆**椋田昇一委員長** はい、奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。各期の介護保険事業計画でそちらのほうは定めをしております。それで、このたびのものは今年度～令和5年度まで3年間の介護保険事業計画を定めました第8期の計画に位置づけられておるものでございまして、施設の整備といたしましては認知症グループホーム、こちらはA圏域、B圏域というような名前で区別をしておりますけれども、現在整備ができていないようなエリア、そういったところの検討をした上で介護保険事業計画に全て記載をさせていただいております。認知症グループホームにつきましてはA圏域というのは北中、中ノ郷、それから西中、福部未来学園というこのエリア、それからB圏域というのが東中、南中、桜ヶ丘、国府地域の圏域、それとC圏域、D圏域とございまして江山

学園、高草、それから湖東、湖南学園というようなエリアになっておりますし、小規模多機能型の居宅介護につきましては、こちらが中学校区で現在唯一ないのが気高というところがございます。気高を位置づけしておるような、そんなような状況でございます。詳しくは介護保険事業計画のほうに記載されておりますので、御確認をいただけたと思います。以上でございます。

- ◆**棕田昇一委員長** よろしいですか。そのほか委員の方ございますか。質疑ございますか。はい、魚崎委員。
- ◆**魚崎 勇委員** はい。障害者福祉センターの管理運営費ということでヒートポンプユニット一式を交換ということになっているんですけど、装置3基のうち2基が故障ということですけども、このユニット一式というのは3基とも全部替えるということではないのでしょうか。
- ◆**棕田昇一委員長** 田川課長。
- 田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課の田川でございます。3基ともということでこのたび更新を予定しております。
- ◆**棕田昇一委員長** はい、魚崎委員。
- ◆**魚崎 勇委員** はい。前回のとき、たしか10年経過しとるということでしたでしょうか。
- ◆**棕田昇一委員長** はい、田川課長。
- 田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。13年の開館からということになりますので、約20年経過しているというような状況でございます。
- ◆**棕田昇一委員長** はい、魚崎委員。
- ◆**魚崎 勇委員** はい。よく持ったなという感じはします。これもこのたび更新するんですけども、やはり耐用年数等があって、多分また20年ぐらい先に部品がないとかいうようなことになるのではと思いますので、またその辺も考慮していただいて、メーカーとかしっかりしたところを入れていただくように要望します。以上です。
- ◆**棕田昇一委員長** はい。今の点は要望ということで。そのほか委員の方ございますか。はい、金田委員。
- ◆**金田靖典委員** はい。24ページの上段、福祉総合窓口の受付等業務費というのが2万4,000円計上されています。これは来年の3月で今の福祉総合窓口業務が包括委託をされているのが切れるので、その検討のための委員の謝金ということですけども、これは今の包括委託もやり方も見直すという意味での検討をするのか、それとも包括委託のまま今後何を包括委託の条件に加えるかっていう運用上の問題を話されるのか、その範疇を教えてください。
- ◆**棕田昇一委員長** はい、梶次長。
- 梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課の梶と申します。この包括外部監査での意見を受けまして、市の市政改革推進本部に総合窓口部会というのを設けまして、そこで検討いたしました。その結果、この引き続き包括委託が適当だろうというところで考えております。それで、この外部委員につきましてはその包括委託をするに当たりましてのプロポーザルの仕様書でありますとか、そのプロポーザル当日でのヒアリング等に参加していただくための委員として計上させていただいたとるものでございます。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** ということは引き続き来年度以降も外部委託、包括委託でやるということが大前提での話ってということですね。

◆**棕田昇一委員長** はい、梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。来年度も包括外部委託でさせていただきたいと考えております。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。すみません。実際ね、僕も時々お邪魔してお世話になるんですけども、今この福祉の窓口のところには何名のこの外部委託の職員の方がおられるんですかね。

◆**棕田昇一委員長** はい、梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課梶でございます。この委託に当たりましては市のほうから何名ということ指定してするものではございませんが、その業務に合わせて受託者のほうが必要な人数を配置するような格好となっております。それで、今現在おおむね20名強当たりで運営しとられるというふうに認識しております。

◆**棕田昇一委員長** はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。20名っていうのは配置の担当する方が20名、それとも常時あそこの窓口におられるのが20名、どちらですか。

◆**棕田昇一委員長** はい、梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。窓口とそれから内部事務も含めて委託しておりますので、それら全部含めまして、あそこ、カウンター内に常時いる方が20名というところです。

◆**棕田昇一委員長** いいですか。よろしいですか。はい、そのほかございますか。はい、浅野副委員長。

◆**浅野博文副委員長** はい。事業別概要書の25ページ下段の砂丘ふれあい会館管理費と26ページ上段の湯谷荘管理費の件ですけども、料金収入等の減少により必要になる施設維持管理費相当分ということで、この昨年度の10月1日～3月31日の間の支援ということで、たしかお聞きしたんですけども、この相当分っていう、何か内訳みたいなのを教えてもらえたらと思います。

◆**棕田昇一委員長** はい、奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。相当分、若干、すみません、的を得ないかも分からないですけども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて指定管理施設利用料収入、利用者の減であって利用料収入が減額になったと認められる分、それから利用中止にしてないときはあんまり見られないんですけども、それでも固定経費ですね、光熱水費であるとか、そういったものがかからなかったとか、バスを動かしてなかったから燃料代がかからないとか、そういったこともございます。それらの収支を見まして、コロナウイルスの影響で減額となった分、指定管理料で不足してしまった分、そういったところを精査してその経費を補填すると、新型コロナウイルスの影響によって指定管理者の責任によるものではない減額分、最低限指定管理施設を管理運営するために必要な経費を補填するというような支援をするというような経費でござ

ございます。

先週の説明で、8月補正で4月11日～5月12日緊急事態宣言が出ている間の分、これは9月補正で支援をしておりますし、それから今年の2月の補正予算で5月18日緊急事態宣言が開けてから9月末までの分、上半期の分は支援をさせていただいた、このたびは10月1日～3月31日までの分と併せまして、一年を通して過不足があったもの、これらも加味をして支援をさせていただいているというような内容になっているものでございます。以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** はい、浅野副委員長。

◆**浅野博文副委員長** はい。今、御説明いただきましたけども、何か内訳みたいな明細というか、何かそういうのが資料もらえたら、後で結構なんでいただけますでしょうか。

◆**椋田昇一委員長** はい、奥村上次長、可能ですか。はい。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。どこまでの部分が分かりやすく出せるのかということもちょっと検討はさせていただいて、また、御相談させていただきながら提供できる資料は提供させていただきたいと思います。

◆**椋田昇一委員長** はい、では、委員に提供配付ということでよろしく願いいたします。そのほか委員の方で質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**椋田昇一委員長** はい。では、以上で質疑を終了します。討論ございますか。

◆**椋田昇一委員長** はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** では、最初に立場をはっきりということで、反対の立場で討論させていただきます。先ほども質問させてもらいましたけど、福祉総合窓口の受付等業務費が計上されていますけども、来年度以降も引き続き包括委託をされるということで、基本的にはやっぱり住民サービスは直接業務の中で聞くべきだというふうな立場を取っておりますので、2万4,000円の計上ではありますが、いけば包括委託への入り口になると思いますので反対させていただきます。以上です。

◆**椋田昇一委員長** そのほか討論ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**椋田昇一委員長** はい。では、以上で討論を終結します。

これより議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆**椋田昇一委員長** はい。挙手多数と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第81号令和3年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（質疑・討論・採決）

◆**椋田昇一委員長** 次に議案第81号令和3年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算の審査に入ります。質疑のある委員の方はございますでしょうか。ありませんか。はい。質疑なしと認め質疑を終結します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**椋田昇一委員長** はい。討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第81号令和3年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

- ◆**椋田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第85号鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆**椋田昇一委員長** では、次に議案第85号鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆**椋田昇一委員長** はい。質疑なしと認め質疑を終結します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**椋田昇一委員長** はい。討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第85号鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

- ◆**椋田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第86号鳥取市特別医療費助成条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆**椋田昇一委員長** では、次に議案第86号鳥取市特別医療費助成条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。よろしいですか。はい、質疑なし、はい、金田委員。

- ◆**金田靖典委員** 先般、説明をいただいたんですけども、結果的には所得税法、それから年金法、国民年金法の改正の影響だっていうことなんですけども、影響が出ないためにこうやって変えたということだったんですけども、今のところ影響は分からない、実際に運用した場合には分からないというのが実際だったんですよ。はい。確認です。

- ◆**椋田昇一委員長** はい、藏増次長。

○**藏増祐子次長兼保険年金課長** 保険年金課藏増です。不利益の影響がないようにというふうな改正でございまして、これが給与所得控除とか、公的年金等の控除を10万円引下げることとともに、基礎控除が10万円上がったという平成30年の税制改正によるものが原因でございまして、その影響を、不利益を被ることがないようにという制度改正でございしますが、実は全く影響がないわけではございませんで、むしろ不利益ではない影響のほうは、今まで制限がかかっていた方が幾らかこの制限が外れ基準の中に入ることになって、この医療助成が受けられるようになる方がいるのではないかとというふうには予想しておりますが、多分数は多くはないとは

と思いますが、実数が幾らぐらいの人数の方が対象になるかということにはちょっと把握ができておりません。以上です。

- ◆**椋田昇一委員長** よろしいですか。はい、そのほかはございますか。はい。では、以上で質疑を終了いたします。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**椋田昇一委員長** はい。討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第86号鳥取市特別医療費助成条例の一部改正についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆**椋田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第95号専決処分事項の報告及び承認について（質疑・討論・採決）

- ◆**椋田昇一委員長** では次、議案第95号専決処分事項の報告及び承認についての質疑を行います。本案について委員の皆様、質疑ございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆**椋田昇一委員長** はい。質疑なしと認め質疑を終結します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**椋田昇一委員長** はい。討論なしと認め討論を終結します。

これより専決処分事項の報告及び承認についてを採決します。本案を承認される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆**椋田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は承認されました。

令和3年度陳情第3号障害者手帳のカード化についての陳情（質疑・討論・採決）

- ◆**椋田昇一委員長** それでは引き続きまして陳情の審査に入ります。令和3年陳情第3号障害者手帳のカード化についての陳情につきましては、6月17日の委員会において本日の委員会で継続審議することとしておりました。委員の皆様から質疑、意見をいただきたいと思えます。意見のある方は御発言願います。はい、加藤委員。

- ◆**加藤茂樹委員** ちょっとごめんさない。先回聞いたんですけど、もう一度確認です。自治体でこのカード化した場合、幾らかかる、幾らでしたっけ、するための金額。

- ◆**椋田昇一委員長** はい、田川課長。

- 田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。見積りを取ってというような額ではございませんが、先行の自治体、県レベルなんですけども、1,000万以上かかるというようなことで実績を伺っているようなところでございます。以上でございます。

- ◆**椋田昇一委員長** ちょっといいかな、私から。

- ◆**浅野博文副委員長** はい。

- ◆**椋田昇一委員長** ちょっと今のに関連して、県レベルの数字ということでしたが、県レベルの

数字と例えば本市等が仮に導入する場合の数字とは、具体的な見積り取っているわけじゃないから具体の数字ではなくていいですけど、県レベルと市ということでその辺りの比較というのはどう捉えたらよろしいのでしょうか。

◆浅野博文副委員長 田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。規模の違いというのはなかなかちょっと難しいところでございますが、必要な経費としてはそのシステム改修の経費であったり、特殊なプリンタの整備費用であったりというようなところでありまして、プリンタなどはやはり一律に同じぐらいのレベルでかかってくるかなと思いますし、システムの関係もそれほど大きくは関係ないのかなということで、実際のカードの材料とかそういった1枚1枚の発行の1枚当たりのインク代とか、そういったところでは違いは出てくると思いますけども、システムとか、プリンタとかの整備費についてはそんなに大きくは変わらないのかなというふうに考えております。以上でございます。

◆椋田昇一委員長 はい、そのほか御意見等ありますか。はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。今のカード作成費用というのは、これ国の補助とかそういうのは出ないのか、国も推奨していろいろこの改正されておるということで、そのことと、県の状況とかあると思いますが、鳥取県の動きっていいですか、鳥取市は中核市になっていますんで各県に出されたり、指定の都市に出されたり、中核市に出されておるこの事業ですけど、このカード化。本来でしたら中核市でなかったら県がすべきということになるんでしょうけど、鳥取県とかその近郊のその辺の動きっていいですか、各市の動きとかはどのようになっておるんでしょうか。

◆椋田昇一委員長 はい、田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。県のほうにつきましては、具体的な検討にまだ入っておりませんで、前回ちょっと申し上げましたが、関西広域連合での勉強会のほうに参加して関西広域連合の自治体の情報などをいただいたりとかいうことで、事例検討しているような状況でございます。近隣につきましても中核市のレベルですと、中国地方で具体的にやっているというようなところはまだございませんで、中核市だけでなく、中国地方では県レベルでも、政令市レベルでもまだ向かっておりませんで、関東のほうの東京都であったり神奈川県そういったところが先進的に進められていたり、あと、地方では九州のほうで大分とか佐賀とかいうところが県のレベルで取り組んでおられて、あまり中核市単独でというようなところは伺ってはないところでございます。以上でございます。

◆椋田昇一委員長 はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 それと国費とかそういうのは全然ないという事業ですか、単独でということですかね。

◆椋田昇一委員長 はい、田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。国のほうのQ&Aによりましても財政支援はないということで記載がされております。以上でございます。

◆寺坂寛夫委員 はい。状況は分かりました。はい。

◆椋田昇一委員長 はい、足立委員。はい。

◆足立考史委員 はい。足立です。今、各他府県等の進捗状況といたしますか、カード化されているような状況があるようですが、本市としての捉え方としてこの普及がどの程度全国であって、将来的に進めなきゃいけないと思っているのか、その辺の考え方を一つ教えてください。

◆椋田昇一委員長 はい、田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。今回のカード化につきましては、利用者の方にとっては携帯もしやすくなったり、カードも耐久性が向上したりということでメリットもあるようなことだとは考えておりますけれども、最近の動きとしまして、例えば2019年からミライロIDというような、障害者手帳のスマートフォンアプリの利用が民間主導で進んでいるような状況もございまして、例えばこれはアプリに手帳情報を登録してスマートフォンの画面を見れば手帳提示したのと同じような割引サービスが受けられるというようなそういったことが最近では、JR西日本とかそういったところでもこの春から利用ができるようになってきております。こういったことが、今後、利用が拡大するというようなことも予想されておまして、こういった動向も見極めて検討していきたいなというふうに考えております。以上でございます。

◆椋田昇一委員長 はい、足立委員。

◆足立考史委員 そうしましたらいろいろな方法があるということで、カード化だけではないということですが、この今、陳情に出ているカード化ということに関して、障がい者全ての方がこのカード化を求めているのかちょっと状況的に分からなくて、今、実施されているとこの障害者手帳じゃなくて、カード持っておられる障がい者のくくりというような限定とか、持っている人、持たない人、そういう差があるのか、そういう現状どういうふうに捉えておられるか、もし御存知でしたら状況を教えてください。

◆椋田昇一委員長 はい、田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。ちょっとそういった現状は把握しておりませんが、このたびのカード化につきましては、皆さんが一斉にカードになるという格好ではなくて紙の物と併用しながら、希望される方にカードで交付するというようなやり方になってくると思いますので、希望者のみがカードに変わっていくというような格好になろうかと思っております。以上でございます。

◆椋田昇一委員長 はい、足立委員。

◆足立考史委員 そうしますと、カード化ということもある程度視野に入れられておるとして、先ほどのスマートフォンが今、普及している状況なので、そういう新しいシステムというか、その手法も今後このカード化ということに併せて考えられるような手法になりますか、お聞かせください。

◆椋田昇一委員長 はい、田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。はい。そういった形で新しいやり方なども含めながら、特にこのカード化につきましては、県のほうも一緒になって考えていきたいなということで、県内の移動というのやはりありまして、手帳を持ったまま他市町村に移動になられたりというようなことで、うちだけカードにしている、転入先でまた手

帳に戻るといふような形もちょっとおかしなことになりますし、少なくとも県レベルで一緒に考えていきたいなというふうには考えております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、足立委員。

◆**足立考史委員** そうしますと、ここのカード化をいうのがすぐかかれる状況ではなくて、まだ研究なり問題点なりを洗い出して、勉強すべき状況ということで今の回答の中で捉えさしてもらいましたけど、それで合っていますか。

◆**棕田昇一委員長** はい、田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。はい。お見込みのとおりそういう形で考えております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、では、上田委員。

◆**上田孝春委員** 足立委員のほうからちょっと話があったですけど、そんなに悪い話じゃないというふうに認識はしとるんですけどね。障がい者やそれから障がい者団体のほうからの行政に対するそういった要請というか、意見というものがあつたでしょうか。どのように。

◆**棕田昇一委員長** はい、田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。特に団体のほうからそういった御意見は伺っておりませんが、今回陳情をいただいた同じ方からは何度かお話は過去にもあつたようでございます。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** いいですか。はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** この前も少しお聞きしたんですけども、厚生労働省が平成31年3月29日に出してまして、その中に障害種別が視力障害から肝機能障害まで17種目上がっているんですが、基本的にはこの障害者手帳っていうのは、この17種の障がいの方々、全員に出されてるということよろしいですかね。

◆**棕田昇一委員長** はい、田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。障がい者の等級認定を受けられた方には全て手帳を交付しております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** 確認です。要は財政的な問題と周辺自治体がしてないという、これは行政側のあくまでも、いわゆる躊躇な話であつて、利便性やそれから実際の当事者にとってみれば、非常にこのカードになることによって不便さがなくなり、持ち運びも便利というようなことで、しかもね、選択制でしょ。手帳でもいいし、カードでしてほしい人はカードもいい。そつから先のICだとかIDだとかどうかっていうのは次の話なもので、その辺ではあくまでも、それは行政側がやらないための理由を言ってるような気がするんですよ。やっぱり当事者の立場に立って、そこの利便性を上げようと思えば、それはやっぱり積極的に厚労省が31年にもう出しているわけですから、その辺でいえば、もう3年も4年もたつようなのが、今まで何でできてないのかなというふうに思うんですけども、なぜ、できてないんですかね。質問です。

◆**棕田昇一委員長** はい、田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。やはり、その経費的な面と

か、そのシステムの面とか、そういったところとの兼ね合いになってきていると考えております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** やっぱり行政側の市政の問題ですね。

◆**棕田昇一委員長** 陳情は鳥取市に導入をということですから、執行部にいろいろ今、質問出ていますけど、これは執行部提案の議案ではないので、委員の間同士でも、もし、意見があれば交わしていただけたらいいと思いますが、そのほか御意見のある委員の方いらっしゃいますか。はい、加藤委員。

◆**加藤茂樹委員** これ、例えば本市が独自でカード化した場合、そのカード化してない自治体で通用するんですかね。その分かるっていうか、その通用っていうか、使うときに申請云々のときに、何かしらの申請をしたりするときに、そのカードを持ってって使えますか。

◆**棕田昇一委員長** はい、田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。転入されました、転入というか、その自治体に転入されましたら、新しい住所を裏面のほうに裏書してそのままお使いいただくような格好にはなりますので、特にその記載事項がもう書ききれないとか、内容に変更がない限りはそのままお使いいただける形になります。

◆**棕田昇一委員長** じゃもう一度、加藤委員。

◆**加藤茂樹委員** でなくて、カード化した場合、使うとき、よそに行って使えるかどうかのことです。使用、その転入転出じゃなくて、証明として全く無関係の自治体で実施してない自治体で使えるかどうかという質問です。

◆**棕田昇一委員長** はい、田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。いずれも公的な身分証といえますか、証書になりますので、効力は問題なく他自治体でも障害者手帳として同様にお使いいただける形になるかと思えます。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、そのほかございますか。はい、魚崎委員。

◆**魚崎 勇委員** ちょっとカード化のその意味がちょっとはつきり分らないですけど、カード化ということになると電子データに入れて、それをスキャンしたりして行政的に使えるという意味で私は取っていたんですけど、それだと単なる免許証みたいな格好で、こういう障がいがありますよという提示にしか使えないように思えるんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** はい、田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。先行の自治体などを伺いまして、特にそのICチップなどは入れておりませんで、プラスチックの表記された内容での手帳というような扱いになっているようでございまして、それで、記載事項が限られますので別で紙のものも併せて持っていて、紙の補足の交付状況だとか書き切れない情報を別の紙に書いて、それを一緒に持っていていただくというような取扱いをしているようなところもあります。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** いいですか。はい。そのほかございますか。はい、足立委員。

- ◆足立考史委員 すみません。先ほど答弁の中で何回かこの方が出されているということで、これまでの可決してない、通してない理由ということというのは分りますか。
- ◆椋田昇一委員長 それ、陳情。
- ◆足立考史委員 出てはない。
- ◆椋田昇一委員長 課長のほうで御回答をいただきたいと思いますが、陳情で今まで出てるか、それとも要望等が行政のほうに出ているか辺りのことかなと思いますけども、田川課長、どうですかそこは。はい、田川課長。
- 田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。陳情としてというような扱いは初めてで、電話でのやり取りの中でそういう会話があったというような、そういった程度のことでございます。
- ◆椋田昇一委員長 はい、足立委員。
- ◆足立考史委員 要望の対応として何か回答されていると思うんですけど、その回答の中身とかを教えてください。
- ◆椋田昇一委員長 はい、田川課長。
- 田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。ここで申し上げたようにちょっと今、すぐすぐには難しく、ちょっと検討、検討というか、研究はしたいと思いたいな形のことはお話されたということで伺っております。
- ◆椋田昇一委員長 よろしいですか。はい。そのほか委員の方で、よろしいですか。御意見、はい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆椋田昇一委員長 では、質疑については終結いたします。討論ございますか。はい、金田委員。
- ◆金田靖典委員 障がい者の方のほうに、しかもかなり広範囲にわたる17種類ものことがありますんで、本人の利便性から考えてやっぱり手帳を持って出るとは大変ですので、カード化、一応賛成したいというふうに思います。
- ◆椋田昇一委員長 はい、そのほか討論ございますか。はい、浅野副委員長。
- ◆浅野博文副委員長 はい。私のほうは賛成の立場で話させられますと、僕もちょっと資料の中には導入都道府県ということで、2020年12月21日時点で山口県が療育手帳のみ、それから大分県がもう導入されていますし、東京都も導入されています。それで佐賀県も今年の1月から申請受付、それから箕面市、それから横浜市も導入申請を受付、それで大阪市、徳島県も、今、導入準備の自治体があるということでちょっと資料もあるんですけども、うちのほうの公明党のほうも十数年前からこのカード化を進めてきていまして、ぜひともメリットのほうが多分多いと思いますので、お金の準備のお金の面はありますけども、できればこのカード化を進めていただきたいなと思っております。

それで、この陳情の中にはいつまでにという期限、早めにとは書いてあるんですけど、いつまでにという期限は書いてありませんので、内容的には問題ないんじゃないかなと思います。あとは県と国とか、その経費の問題があると思いますけども、市民の皆様がうんとメリットがあると思いますので、ぜひとも話を進めていただけたらと思います。以上です。

- ◆**椋田昇一委員長** そのほか討論ございますか。はい、寺坂委員。
- ◆**寺坂寛夫委員** 非常にこの陳情内容についてよく考えてみますと必要だという気持ちがよく分りましてね、鳥取市議会のほうでの一部採択みたいな感じもできませんので、まだ県との協議とかあるでしょうし、なかなか今々動きも全国的にもあるでしょうし、もう少し継続的に検討できたらなというのがありまして、今鳥取市が独自採択してというんではなしに、気持ちはよく分かりますけど、もう少し継審でも継続的な動きなんかも県との協議とかもあるでしょうし鳥取県全体の、その辺もしたらと思いますが、いかがでしょうか。
- ◆**椋田昇一委員長** ちょっと休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時04分 再開

- ◆**椋田昇一委員長** では再開いたします。先ほど継審はどうかという御意見がありましたけれど、既に討論に入っておりますので、ここで継続審査について皆さんに御意見を問うということにはなりませんので、討論を続けていきたいと思えます。そのほか討論のある委員、ございますでしょうか。はい、加藤委員。
- ◆**加藤茂樹委員** この陳情について先ほども言われましたけども、いつまでにという期限が記されていないわけでありまして、やはり国としてもカード、障がい者の利便性の観点からカード化が円滑に進むよう自治体と連携しスピード感を持って対応を行ってまいりたいということもありますし、したがって、国・県の動向を見ながらしていったらいいと思えますので反対いたします。
- ◆**椋田昇一委員長** そのほか、討論ございますか、はい、魚崎委員。
- ◆**魚崎 勇委員** はい。31年4月、平成31年4月の法改正で促すようになっておりますけども、国から出されている以上、やっぱり予算措置ですね、自治体だけでしなさいということではなしに国県も併せてのやっぱり一体的な助成事業に乗せてからするのが相当ではないかと私は思います。したがって、反対いたします。
- ◆**椋田昇一委員長** はい、そのほか討論ございますでしょうか。よろしいですか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- ◆**椋田昇一委員長** では、以上で討論を終結します。
これより令和3年陳情第3号障害者手帳のカード化についての陳情を採決します。本陳情に賛成の方は挙手をお願いします。
[賛成者挙手]
- ◆**椋田昇一委員長** はい。挙手多数です。よって本陳情は採択とすることに決定しました。陳情審査は以上とします。そのほか何かございますか。はい、金田委員。
- ◆**金田靖典委員** よろしいですか。
- ◆**椋田昇一委員長** はい。
- ◆**金田靖典委員** 先般、委員会で急に皆さんにお願いしまして、依頼しました生活保護の問題と、

それからフードバンクの関係、委員長預かりということにさせていただきましてありがとうございます。どういう対応になったのかということをお聞きしたいんですけど。

◆**棕田昇一委員長** はい。先般、委員長、副委員長、事務局で協議したいんで委員長の預かりということにさせていただきました。結果、委員会としての調査とかという位置づけにはしないということで、ただ、委員のほうから御質問が出ておりますので、執行部のほうで御説明できる範囲で御説明いただければと思います。いかがですか。はい、枘谷課長。

○**枘谷承文生活福祉課長** はい。生活福祉課枘谷です。先般、金田議員様よりいただきました調査依頼に関しまして参考となる資料を準備しておりますので、皆様のほうにまずお配りをさせていただきたいと思います。

◆**棕田昇一委員長** はい、では事務局、資料を配付してください。はい、じゃあ、課長続けてお願いします。

○**枘谷承文生活福祉課長** はい。生活福祉課枘谷です。それではただいまお配りしました資料について説明をさせていただきます。1枚ものの資料が1枚と左上ホッチキスしてある資料が1部となっております。まずは1枚ものの資料から説明をさせていただきます。こちらはフードバンクの利用状況表ということで、平成27年度から先月までの利用実績を表したものになります。まず、一番左側のほうがフードバンク全体の利用延べ件数、その右側がそのうちの生活保護受給者の方の利用件数、その右側がそのうちの収入認定をした件数、それで、最後一番右側が収入認定額総額となっております。平成29年度から生活保護受給者の方の収入認定を開始しております、先月までの実績でフードバンク利用延べ件数全体555件中86件となっております。収入認定総額は39万4,117円ということで、1件あたりは平均すると4,582円程度となるところでございます。

続きましてもう1つの別冊の資料について説明をさせていただきます。こちらは令和3年3月末、3月30日に発出されました現物援助の収入認定に係る厚生労働省課長通知と4ページ以降が係長通知となっております。2ページと3ページ目をお開きいただけますでしょうか。課長通知のほうは現物援助の収入認定の部分だけを抜粋しております。右側が改正前、左側が改正後ということになります。右側のほうですが、問答集というのがございまして、こういった緑色の資料、これが問答集になります。これが課長通知でして、この中の一部が3月末に改定されたということになります。問8の29、主食、野菜、魚貝以外の現物援助というものと、3ページ目のところです。問8の38の2、こども食堂やフードバンクを利用した場合の取扱いと、今回の通知ではこの2つが統合されるとともに、こども食堂、フードバンク利用時の収入認定を検討する場合の考え方が示されたものでございます。

従前ですと3ページ目の右側下線の部分です。こども食堂、フードバンクを利用した場合には原則として、収入として認定しないこととして差し支えない。なお、保護費を生活保護の趣旨目的に反する用途に使用することで、過度にフードバンクを利用するなど、家計管理が困難な世帯については適切に家計の管理を行なうよう助言・指導されたいという内容でございました。こちらのほう、右側のほうですね、3ページの上、下線の2番目のただし書のところの4行目のところです。加えて以降が追加をされております。加えて例外的に、例えば課長通知第

8の間46のただし書と同様の考え方で、当該世帯全体に係る第1類費の額としてされた額に4分の3を乗じて得た額のうち3分の1を超える需要が経常的に満たされている場合に、当該額について収入認定を行うことといった対応について検討を行うことということでございます。中にありました課長通知第8の間46というのをちょっと下のほうに追加しております。職場給食費の取扱いということで、0.75を乗じて得た額に就労先で受ける給食数の割合を乗じて得た額を収入に加算すると。それで、ただし以降ですけれども、ただし、給食の割合が3分の1、1日1食程度以下である場合はこの限りでないということで、要するに1日に1食を超える食事の提供が経常的にある場合には収入認定を検討することといった内容となるところでございます。

あとは、この4ページ以降ですね、今回の通知の係長通知になります。課長通知の考え方が示されておりまして、4ページ目の1、食料援助の収入認定除外の取扱いの2段落目です。一方、従来は原則の例外が位置づけられていなかったところ、今般の改正において保護費を生活保護の趣旨目的に反する用途に使用することで過度にフードバンク等利用するなど、家計管理が困難な世帯については例外的に収入認定を行なう場合もある旨を明記したということでございます。ただし、あくまで原則としては収入認定例外であり、収入認定を検討するのは3食分の食費の需要のうち1食分を超える需要が経常的に満たされており、かつ、家計管理に関する助言・指導の効果が期待できないといった例外的な場合であること、念のため申し添えるということでございます。当所としましても、この通知を受けまして、これまでの取扱いを整理しておりまして、また今後の取扱いの手順を作成しているところでございます。説明は以上です。

◆**椋田昇一委員長** はい、寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** これは、前回の委員会で金田委員が突如出されて、執行部に行かれたということで、これどうですか、委員長。事務局といろいろ相談しながらということだったんですけど、この件について議論がどうのこうのというのは、やられるわけですか、これを、この件について。

◆**椋田昇一委員長** はい。

◆**寺坂寛夫委員** いや、その辺がちょっとまず聞きたいんですけどね、その辺。

◆**椋田昇一委員長** はい。この件について委員会として、委員会場で議論というふうには考えておりません。ただ、執行部のほうから、今、御説明いただきましたので、それについて過大にならない範囲で再度お尋ねになりたい点等があれば若干お受けしてもいいかなとは思っていますが、その議論をずっと深めていくということについては考えていないということです。よろしいでしょうか。はい、寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** 基本的には、議員は9月議会だろうと12月議会であろうといろいろ自分で調査したりできるわけですね、資料提供とか、その辺もどんどん進めていただいて、特に委員会独自で議論する陳情とか請願でもない内容ですので、鳥取市における問題点でもないような感じ、今、していますので、それを考えていただいたらと思います。

◆**椋田昇一委員長** はい、金田委員。

◆金田靖典委員 よろしいですか。

◆椋田昇一委員長 はい。

◆金田靖典委員 資料ありがとうございました。何度もここで云々ではなく、せっかく出された資料ですけども、この収入認定されたことが2つほど質問させてください。収入認定はイコール保護費の翌月の保護費から収入認定をした以上は差し引いたのかとどうなのかということと、それからもう1つ、資料を出されたこのページ3のところの一体資料に出されたところに該当したから収入認定をして除外したのかっていうのを教えてください、資料の説明で。

◆椋田昇一委員長 はい、枡谷課長。

○枡谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課枡谷です。金田議員より2点御質問をいただきました。まず、収入認定の考え方になりますが、当月の収入として認定された場合には、生活保護費はその収入、基準と収入の差額を支給するということになりますので、収入として認定する場合にはその分だけ生活保護費が翌月差し引かれるといった制度となっております。それともう1点、認定したことの考え方ということですけども、生活保護受給の方に対しましては、その方の年齢や世帯構成、収入などに応じまして、食事代、被服費等の生活費が生活扶助として支給されているといった状況がございます。

基本的にはこの生活費の範囲内で生計を成り立たせていただくという必要があります。それで、その上で食事の確保に困るほど生活が逼迫されてしまっているという状況を把握した場合には、その要因を取り除くために適切な助言・指導を行う必要があると考えております。先ほどの3ページ目の右の問答集問8、38の2、こども食堂やフードバンクを利用した場合の取扱いということになりますが、こちらのほうでは原則収入として認定しないこととして差し支えないという考え方でございまして、例外規定のほうの考え方は示されておられません。これまでの取扱いとしましては、そういった相談があった場合には、生計、食料が逼迫してしまったような御事情をその都度お伺いしまして、それで、その内容につきまして、適切な目的で消費されていたのか、また、家計の管理上問題ないのか、そういったことを、聞き取りをさせていただいて、本人に了解の上で収入認定をさせていただいたということになります。こちらにつきましては、その助言・指導を行う上で過度にフードバンクを利用されない、フードバンクによる食料確保を前提とした生活設計を行われないということをお願いする上で、そういった取扱いをしとったところでございます。以上です。

◆椋田昇一委員長 今日の委員会では先ほど寺坂委員からもありましたように、ここまでにしておきたいと思えます。なお、金田委員に限らずほかの委員の方々、先ほど寺坂委員からありましたように、それぞれまた個別、独自に調査なり、資料請求等必要な点があれば議員としてまたそのような活動していただくということで、まだまだ御意見あろうと思えますが、一応今日のところは、今日のところはじゃなくて、今日はこれでこの件については閉じさせていただきたいと思えます。

◆金田靖典委員 御協力ありがとうございました。今後の課題としておきます。ありがとうございました。

◆椋田昇一委員長 では、これで福祉部を終了します。福祉部の皆様どうもお疲れさまでした。

【健康こども部】

- ◆**棕田昇一委員長** それでは引き続き健康こども部に入ります。まず、健康こども部長に御挨拶をいただいた後、議案審査に入ります。橋本部長、御挨拶をお願いいたします。はい、橋本部長。
- 橋本浩之健康こども部長** 失礼します。健康こども部の橋本でございます。本日は、前回説明をさせていただきました議案第79号とそれから議案第95号に関わる分、それから報告ということで、鳥取市新型コロナウイルス感染症対策行動計画、こちらのほうを6月17日に改正いたしましたので、その説明をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

- ◆**棕田昇一委員長** それでは議案審査に入りますが、説明については前回の委員会で既にいただいておりますので、この後、早速、議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算の質疑を行います。本案について委員の皆様、質疑ございますでしょうか。はい、寺坂委員。
- ◆**寺坂寛夫委員** 事業別概要27ページです。保育所の緊急整備事業費補助金ということで、これ学校法人の鳥取学園第四幼稚園ということで的場の関係での防犯カメラという、整備ということのようです。30万4,000円、4分の3の補助ということで。これはどうですかね、全体的に鳥取市が保育所もありますし、幼稚園もあるでしょうし、鳥取第一、第二、第三もあるでしょうしね、第四まであった、あすなろもあるし、その中で、そこだけが非常にいわゆる不審者とか、そういうことが出てきたってということかも分かりませんが、ほかもあるわけでしょうし、その辺は。防災上その辺とか、安心安全のためにも。今の、他の保育所や幼稚園なんかの整備はどのように考えておられるのか、状況や。また、周辺で防犯カメラを調査すれば必要ないというのものもあるでしょうし、利用させてもらえればね、ある程度。そういうことの調査も今後必要かなと思いますけど、この辺の考え方をまず、ただ1つの保育園だけに補助、整備されるのか、市としてどんどん必要ならもう30万、40万のことですから、もう少し支援しますよという格好にされるのか、その辺をちょっと考えをお尋ねします。
- ◆**棕田昇一委員長** はい、山下次長。

- 山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。はい。防犯カメラの設置のことにつきましてですけども、防犯対策を補完するツールの1つということになるんですけども、設置状況につきましては、公立園のほうにつきましては今現在22園あるんですけども、2園設置がしてあります。私立の園のほうですけども、保育園、認定こども園、指定管理を含めまして、31園中23の施設に防犯カメラの設置がされております。私立に比べて公立の整備のほうが進んでおりませんが、私立のほうは国の補助金が活用できるため、事業者負担が少ないといったこともあって整備が進みやすいということもあって、令和2年度には11園の整備が進みまして、トータルして23園の整備が進んだというような状況にあります。

公立園のほうにつきましては、整備のほうが進んではいませんが、令和3年の2月に市有施設防犯カメラ整備方針というのを策定されまして、庁舎ですとか、小中学校等と併せまし

て、保育園についても幼稚園についても計画的な整備を検討していくということになりましたので、現在、来年度以降の整備に向けて、関係課において検討中でございます。以上でございます。

◆寺坂寛夫委員 はい、分かりました。

◆椋田昇一委員長 よろしいですか。

◆寺坂寛夫委員 はい。

◆椋田昇一委員長 そのほか、委員の方で質疑ございますか。はい、足立委員。

◆足立考史委員 はい。足立です。この事案で出ている不審者があってからの申請ということですが、何かその事案が起こらないと申請ができないということなののでしょうか、一つ教えてください。

◆椋田昇一委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こちらは事業者負担もございますので、事業者の方の考え方というのもあります。このたびはそのヒヤリ・ハット、不審者の事例が今年の12月頃から頻発したということで申出がありましたけども、その他の法人につきましては、そういった事例がなくても、法人の考え方で整備を進めていきたいということになりましたら、申請を出していただいて、受付をさせていただくと、国のほうに申請をさせていただくということで進めておるところでございます。以上でございます。

◆椋田昇一委員長 はい、足立委員。

◆足立考史委員 私立のほうは補助の制度があって、大分進んでいるようですが、公立のほうの今後の進め方、計画というのは公立園のほうの整備の進め方、計画とかがあれば教えてください。

◆椋田昇一委員長 はい、山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。先ほどちょっと申し上げさせていただいたんですけども、小中学校と庁舎も含めて市の市有施設全体で、今後検討を進めていくことですので、今の段階でまだ、例えば、何年度、何年度にしていくということがまだ決まったわけではなくて、今現在それを検討中という段階でございます。

◆椋田昇一委員長 はい、足立委員。

◆足立考史委員 要望としてですけども、この防犯灯って、今、随分町なかであって、随分犯罪抑止なり、犯罪があった後の証拠なりでありますので、そんな悠長なことではなくて、もっとスピード感を持って計画を立てて早く設置していただきたいという要望です。はい。

◆椋田昇一委員長 じゃあ、今の点は要望ということで。私のちょっと聞き間違いだったら、防犯カメラのことですね。はい。そのほか委員の方からございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆椋田昇一委員長 はい。では、以上で質疑を終了いたします。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆椋田昇一委員長 はい、討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算を採決します。本案に対し賛成の方

は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆**椋田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第95号専決処分事項の報告及び承認について（質疑・討論・採決）

◆**椋田昇一委員長** 次に議案第95号専決処分事項の報告及び承認についての質疑を行います。本案について委員の皆様、質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**椋田昇一委員長** いいですか。はい。では、質疑なしと認め質疑を終結します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**椋田昇一委員長** 討論なしと認め討論を終結します。これより専決処分事項の報告及び承認についてを採決します。本案を承認される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆**椋田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は承認されました。

鳥取市新型コロナウイルス感染症対策行動計画の改正について（説明・質疑）

◆**椋田昇一委員長** それでは引き続きましてその他の報告として、鳥取市新型コロナウイルス感染症対策行動計画の改正についての説明をお願いします。はい、大塚次長。

○**大塚月子次長兼保健医療課長** 保健医療課大塚です。お手元の資料を御覧ください。鳥取市新型コロナウイルス感染症対策行動計画の改正についてという資料を御覧ください。はい、よろしいでしょうか。この計画の案につきましては、3月のこの委員会において案の内容についてを、報告をさせていただいているところです。その後、3月16日～4月6日にかけて市政コメントを実施しまして、特に寄せられた意見はございませんでした。その結果、実質案のとおりの内容でこの行動計画を策定しておりますという報告になります。3月の委員会のほうで説明しておりますので、詳細な説明は省かせていただきますけれども、概要のところを簡単に説明させていただきますと、ポイントは2点。1点は国の法改正に伴う改正ということで、感染症法等の改正に伴いまして、新たに付与された命令、罰則等について取扱いの方針等を記載したものと、それから特措法の改正によりまして、まん延防止等重点措置などの措置が指定されたような場合には、県・知事と連携して対応するといったことを入れております。

あと、時点修正による修正を行っております。例えば絵に描いておりますワクチン接種についての推進体制でありますとか、それから医療体制、現在はかかりつけ医のほうで診療、検査等を行っていただく体制といったことを盛り込んだ内容となっております。それで、計画本体につきましては、今日の午後皆様のほうに配付をさせていただこうと考えておりますので、またそちらのほうを御覧いただければというふうに考えております。また、この行動計画につきましては、取り巻く状況等が変化すればまた随時、適宜改正のほうはさせていただきたいというふうに考えているところでございます。私の説明は簡単ですが以上です。

◆**椋田昇一委員長** 御説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）。

◆**椋田昇一委員長** では、また、本体が午後配付されるということですので、また皆さん、よろしくお願ひします。では、これで健康こども部を終了します。健康こども部の皆様、どうもお疲れさまでした。

令和3年度議会報告会・意見交換会について

◆**椋田昇一委員長** それでは、最後になりますが、その他としまして、令和3年度議会報告会・意見交換会についてに入ります。本件につきましても、前回6月17日の委員会において、一定の意見交換をしましたが、本日の委員会でテーマを決定すると、こういうことにしたいと思ひます。委員の皆様から御意見をいただきたいと思ひますが、この1枚ものの資料、配付されてる資料、分かりますでしょうか。検討用資料ということで、前回終わって今日を迎えるに当たって正副委員長、事務局で前回の議論を少し振り返ってキーワード的ぐらいに、こういう御意見があったかなど、漏れがありましたらお許しをいただきたいと思ひますが、ただ、これに拘束するものではなくて、そのほか今日も皆さんのほうから御意見をいただいて、ただ、今日の委員会では結論を得たいというふうに思っておりますので、皆さんのほうで御意見等ありましたら、お願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

じゃあ、ちょっと私のほうからもう1回、先ほど申し上げましたけど、お手元の資料は医療関係ということで2つぐらい書いており、保育関係で2つぐらい、先ほど言いましたようにこれに拘束するものじゃないんですが、前回も意見ありましたように、例えば医療関係のところの不妊治療についてだけにすると、何か議論がすごく狭い範囲になって当日市民の方から意見が出にくいかもしれんし、ただ、幾つか、例えばあと産後ケアとかというようなことを含めて医療関係みたいなことでのくくりもできるかもしれんしというようなことでの、メモ書き程度のことですので、もう一度皆さんのほうから御意見ありましたらいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。はい、魚崎委員。

◆**魚崎 勇委員** はい。不妊治療の件ですけどね、これがもう既に結果論になってしまひて、何で不妊治療をしなければならないのかという原因、余病みたいなことで、そういうことへの議論も含めての不妊治療というテーマでもいいんじゃないかな。

◆**椋田昇一委員長** どうでないといけんということではないんで、むしろ魚崎委員としての御意見があればちょっと言っていたらいいと思ひますけど。

◆**魚崎 勇委員** 以前から言っていますように食育関係、それから環境、生活環境面で、子供ができてくなくなっているといういろんな論文が出ていますけども、それを含めてしないと元の原因を直さずに結果に対する治療ばかりしていても、多分進まんと思ひますわ、という意味で私は言わせていただきました。はい。

◆**椋田昇一委員長** そのほか。はい、足立委員。

◆**足立考史委員** 魚崎委員の言われていることが教える側の立場であって、向こうが求めている

ことかどうかわからん内容かなと思ったりして、いや、実はうちの夫婦のことでも、この不妊で悩んでやっとな授かってるんですけど、なかなか本人は言いづらいっていうことがありまして、2人で秘密裏に過ごしてきたというようなこともあったりして、今の時代は分かりません。それで、こういうテーマで市民の方が意見なり、どういうことをもっと支援してほしいとか言ってもらえるんだったら、別にこのことでもいいなとは思いますが、経験からいくとなかなか持ち出しにくい内容かなという、ざっくりしてもらったほうがいいかなというところではあります。以上です。

◆**棕田昇一委員長** はい、魚崎委員。

◆**魚崎 勇委員** 掘り込んだっちゃうか、掘り込んだ意見という意味でなくて、もう少し広げて余病も含めて、それから治療も含めた大きなくくりでのほうがいいのかという意味で申し上げたんですけどね。

◆**棕田昇一委員長** ちょっと休憩しましょうか。

午前11時42分 休憩

午後0時2分 再開

◆**棕田昇一委員長** はい。じゃあ、再開します。前回は意見出ていましたし、先ほども若干御意見ありましたので、ちょっとその辺りも踏まえながら、ちょっと委員長、私のほうからの提起で御確認いただきたいと思うんですが、テーマは広報委員会のほうでできれば2つということがあるようですので、まず1つは育児・保育の充実について、もう1つは保健・医療の充実についてと、こういうふうにして、また、この具体のところについてはまた個々の委員さんでもすし、おいおいまた委員会でも少し深められるような機会があればと思いますが、どうでしょう。この2つでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆**棕田昇一委員長** いいですか。はい。事務局、いいですかね、これでね。はい。じゃあ、令和3年度議会報告会・意見交換会のテーマ設定については以上とします。そのほかよろしいですね。特にないですね。はい。では、これをもちまして福祉保健委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

午後0時4分 閉会

令和3年6月定例会 福祉保健委員会

(議案説明・審査、陳情審査)

日 時：令和3年6月25日(金)

午前10:00～

場 所：本庁舎7階第1委員会室

市立病院 (10:00～)

1 追加議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・ 議案第97号 令和3年度鳥取市病院事業会計補正予算(第1号)

福祉部 (市立病院終了後)

1 議案【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第79号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)【所管に属する部分】
- ・ 議案第81号 令和3年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算(第1号)
- ・ 議案第85号 鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
- ・ 議案第86号 鳥取市特別医療費助成条例の一部改正について
- ・ 議案第95号 専決処分事項の報告及び承認について

2 陳情(新規)【質疑・討論・採決】

- ・ 令和3年陳情第3号 障害者手帳のカード化についての陳情

健康こども部（福祉部終了後）

1 議案【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 79 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算（第 2 号）【所管に属する部分】

- ・ 議案第 95 号 専決処分事項の報告及び承認について

2 その他の報告

- ・ 鳥取市新型コロナウイルス感染症対策行動計画の改正について（保健医療課）

その他（健康こども部終了後）

令和 3 年度議会報告会・意見交換会について